

基本目標 2 自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします

【基本目標（再掲）】

見沼田圃や荒川・元荒川周辺の身近な緑地や、里やまなどの自然環境は、多様な動物の生息環境として、また、それを支える植物の生育環境として重要であるだけでなく、市民に豊かな自然とのふれあいの場を提供しています。また、持続可能なまちづくりに向けて、さいたま市の風土が育んできた地域の環境特性に配慮した土地利用を計画的に進め、身近な緑や水辺環境を保全・創造するとともに、良好な都市景観や歴史的・文化的環境を積極的に保全・保護する必要があります。

このため、多様な動植物が生息する里やまなどの自然環境の保全・活用・再生と、都市の緑と身近な水辺環境の保全・創造などにより、自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします。

【施策体系（再掲）】

「自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします」の施策体系は以下のとおりです。

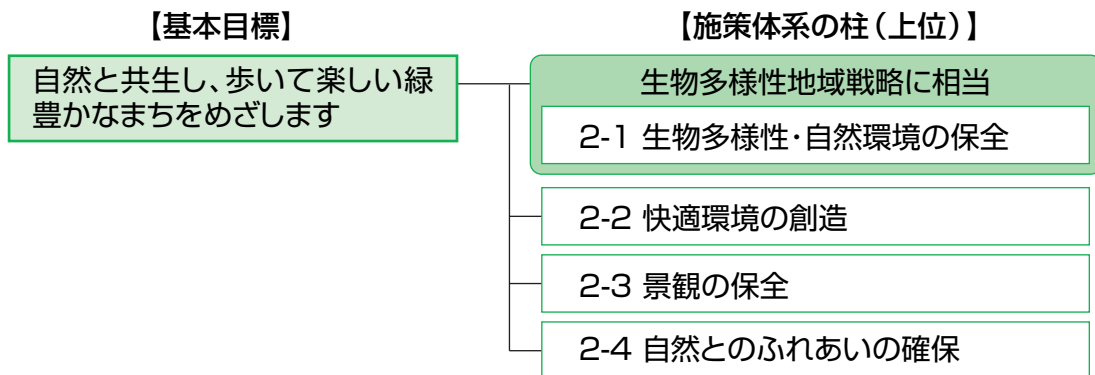


図3-2-1 「自然と共生し、歩いて楽しい緑豊かなまちをめざします」の施策体系

2-1 生物多様性・自然環境の保全

「生物多様性基本法」第13条では、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）の策定に努めることが規定されています。この「2-1 生物多様性・自然環境の保全」は、当面のさいたま市の生物多様性地域戦略に相当するものです。

(1) 現況と課題

ア) 現況

地球上にはさまざまな生態系が存在し、地域特有のさまざまな種類の生きものがいます。また、人間も含め生きものにはそれぞれの個性があります。このように多様な生きものが網の目のようにつながり、存在していることを生物多様性といいます。

地球上の生きものはさまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。しかし近年、急速にその種数が減少しつつあります。私たちの身近なところでも多くの種の生息地が減少し、種によっては絶滅してしまったものもあります。その背景には、都市化に伴う土地利用の変化、私たちのライフスタイルやビジネススタイルの変化などさまざまな要因が考えられます。

生物多様性が急速に失われている現状を放置しておく、限られた種だけが生存する多様性に欠けた環境となってしまいます。そして、その種にとって生存が難しい環境変化が生じると急速に崩壊するという事態を招き、回復できない場合があります。多様性があれば適応力が高い種が存続する可能性が高まります。生物多様性から受ける多様で豊富な恵みは、人類の生存や存続の基盤となり、地域独自の文化も支えています。

さいたま市には中央部の見沼田圃、西部の荒川周辺、東部の元荒川周辺と、規模の大きい緑地が存在します。また、雑木林・屋敷林等の樹林地や、河川・池沼等の水辺が存在しています。市街地においては、都市化の進展に伴い点在していた樹林地や池沼が年々減少しており、今後もこの傾向は続くものと懸念されます。

このような状況の中で、動物の生態も、規模の大きい緑地を中心に確認されています。

哺乳類では、ホンダヌキなどの中型獣が荒川・元荒川周辺や市街地を流れる小河川周辺、また見沼田圃付近など、樹林地や水辺が連続する地域で生息しています。鳥類では、河川沿いの低地部や水田等で水辺性の種が生息し、市街地の小緑地では樹林性の種も見られます。魚類では、河川や池沼にコイ科など比較的汚染に強い種が主に生息しています。昆虫類では、水質汚濁の影響を受け、一部の種に見られなくなったものがあるほかは、多くの種が生息しています。

一方で、かつては哺乳類のニホンアナグマやニホンカワウソが生息していましたが、現在は生息に関する情報はなく、絶滅したものと考えられます。鳥類のオオコノハズクやヨタカ、チゴモズ、アカモズなどが、繁殖可能性のある場所の減少などにより絶滅したと考えられます。

なお、市内の天然記念物には、平成23年1月1日現在、国指定として「田島ヶ原サクラソウ自生地」（特別天然記念物）、「与野の大カヤ」の2件、県指定として「妙行寺のモクコク」、「青葉園のフジ」、「清河寺の大ケヤキ」、「大久保の大ケヤキ」、「久伊豆神社の大サカキ」の5件、市指定として「御蔵のクマガイソウ」や「セイコノヨシ自生地」等の73件が指定されています。

イ) 課題

a. 生物多様性の理解に関する課題

「生物多様性」とはなにか、ということなのか知られていません。生物多様性という言葉の意味や基本的な考え方に関する分かりやすい手がかりが示されていない状況です。生物多様性を一人ひとりが身近な自分自身の問題として関心を持ち、理解し、行動に結びつける場や機会をつくる必要があります。

b. 取組に関する課題

生物多様性に関する環境教育・学習の機会が少なく、生物多様性に触れる体験の機会もあまりありません。さまざまな主体の連携・協働による生物多様性に関する取組も少ない状況です。家庭や職場など身近でできる生物多様性に配慮したライフスタイルへ転換する必要がありますが、転換にはどのようなことに気を付ければいいのか、取組を示す必要があります。

土地開発やまちづくり計画において、地形や地勢など地域毎の生物多様性に関する実態や特性を理解する必要があります。

c. 人との関わりに関する課題

生活環境や農産物への鳥獣被害が生じています。また、外来種問題を始め、生物多様性に関する普及・啓発を含めた対策の不備により、多様な在来生物の生息生育が阻害され、生態系がかく乱されています。

d. 生きものに関する課題

生きものの生息状況を整理する必要性やそのための手順など、これからのデータ収集の考え方・方向性を明確に整理する必要があります。また、市民活動団体や大学など市内の各団体が持つデータが十分に把握できておらず、蓄積されていないため、活用ができない状況です。

e. 自然環境の保全に関する課題

今後とも里やま等の緑地の減少を抑制することが必要であり、特に身近な雑木林は民有地であることが多いため、市民、事業者、学校、市などすべての主体のパートナーシップのもとに保全に努める必要があります。



見沼田圃と斜面林（緑区）



田島ヶ原のサクラソウ（桜区）

(2) 個別目標

- ◇生物多様性への理解を深めます。
- ◇生物多様性のデータを充実させるとともに、市民参加型生きもの調査の仕組みを構築します。
- ◇外来種や化学物質等による生態系のかく乱を抑え、在来種による多様な生態系のポテンシャル（潜在的な力）を回復し、生物多様性を保全・再生します。
- ◇持続可能性をめざして生態系と共存・共生する適正な土地利用の展開を、関連諸分野の行政組織、市民、事業者等と緊密な連携をはかりつつ、推進します。

「生物多様性・自然環境の保全」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-2-1 「生物多様性・自然環境の保全」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
生物多様性の認識状況(言葉の認知度) (環境総務課)	35% (平成22年度)	70%
市民参加型生きもの調査の仕組みの構築・稼働 (環境総務課)	無	構築・稼働 (平成25年度)
特定外来生物の捕獲数 (環境総務課)	98頭	100頭 (平成24年度)
市域における担保性のある緑の面積 (みどり推進課)	5,889ha	7,620ha

(3) 施策展開の方向

「生物多様性・自然環境の保全」の施策体系は以下のとおりです。

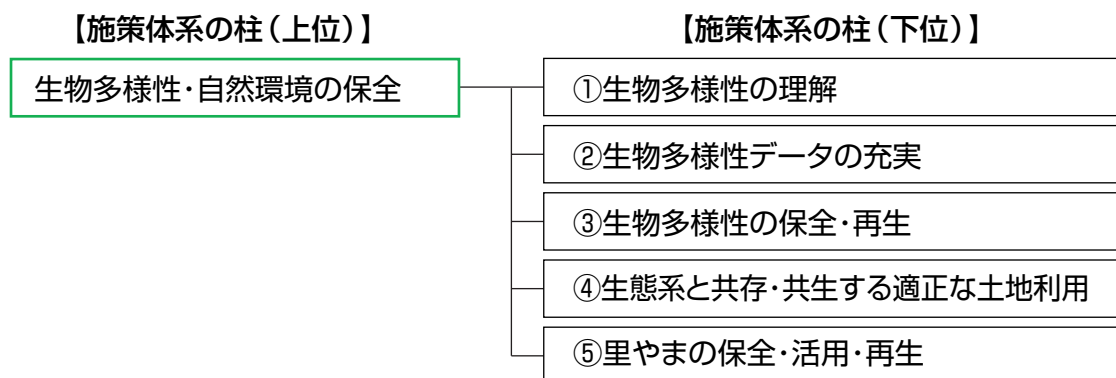


図3-2-2 「生物多様性・自然環境の保全」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①生物多様性の理解

- ・学校教育や社会教育における生物多様性に関する教育の推進、専門的な知識・経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然とのふれあいの場や機会の創出に努めます。
- ・生物多様性という言葉の意味や基本的な考え方を理解するため、生物多様性に関する内容を分かりやすく示し、みんなが生物多様性を自分の問題として、関心を持ち、理解する機会づくりに取り組みます。

② 生物多様性データの充実

- ・ 生物多様性の状況の把握・監視等に関する調査の実施や体制の整備、標本等の資料の収集と体系的な保存、情報の提供などに努めます。
- ・ 市民参加型の生物多様性モニタリングなど、継続性のある生きもの調査の仕組み構築に向けた検討を行います。
- ・ 地域の生物多様性の状況を広報するため、各主体との連携・協働によるさまざまな情報の収集・整備・発信を推進します。

③ 生物多様性の保全・再生

- ・ 生物多様性と日常の出来事を結びつけながら、家庭や職場での生活行動について話し合い、教え合うことを通じ、ライフスタイルの転換に努めます。
- ・ アライグマ、カミツキガメなど特定外来生物に指定されている種だけでなく、生態系や生活に大きな影響を与える種又はその生息域について、適切な対応を行います。
- ・ 今以上に外来種問題が深刻化するのを防ぐために、ペット飼育マナーの向上を含め、問題の理解と対策に関する普及・啓発活動を積極的に行います。
- ・ 生物多様性の持続的利用のため、生物多様性に配慮したまちづくりの推進について検討します。開発事業にあたっては、生物多様性とどう共存するかを考える方向性を検討します。

④ 生態系と共存・共生する適正な土地利用

- ・ 日ごろから生きものの恩恵を受けていることや緑豊かなことが付加価値になることを理解し、地域社会での理解を浸透させ、地域と一体の活動を広めていきます。
- ・ 地域における生物多様性を保全するさまざまな取組を、連携・協働による取組につなげていきます。
- ・ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するにあたって、庁内の連携の強化を図るとともに、市民、事業者、学校、国や県、周辺自治体と、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者などの多様な主体と連携・協働するよう努めます。

⑤ 里やまの保全・活用・再生

【里やまの保全・活用・再生】

- ・ 良好な自然環境である樹林地や緑地等の里やまを、特別緑地保全地区の指定や条例による民有地の緑地協定、民間緑地の公有地化などにより適切な保全に努めます。
- ・ 地権者や市民、市民活動団体と連携して緑地の適切な維持・管理を行い、自然とのふれあいの場として保全・活用・再生します。
- ・ 里やま等に生息する多様な生きものの実態を把握し、適切な保護、育成を行っていくために、市民の参加を求め、絶滅危惧種をはじめとする希少種や天然記念物等に指定されている貴重な動植物はもとより在来種等の自然環境調査を実施し、里やまの保全と再生を推進します。

【自然景観の保全・整備】

- ・ 多様な生きものに触れ、生物多様性の重要性を市民、事業者、学校、市などすべての主体がともに共感していけるように、自然景観の保全と整備に努めます。

【環境影響評価の推進】

- ・ 大規模な土地の形状の変更や工作物の新設などに際し、環境への影響を緩和し、環境保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価の推進を図ります。
- ・ 開発行為等に際しての環境への影響に対する未然防止や環境配慮の措置についても、その対策に努めます。

2-2 快適環境の創造

(1) 現況と課題

【都市の緑】

ア) 現況

都市においては、公園や街路樹等の公共の緑、宅地や施設内緑地等が、自然環境の保全や二酸化炭素の吸収と酸素の供給、都市環境を快適にする機能を有しています。

市では、大規模な都市公園などの「都市の緑の核づくり」と、地域での利用や活動に配慮した「身近な緑の核づくり」によって、公園の整備を進めています。

平成21年度における市内の都市公園は871か所（626.21ha）となっています。

また、市民一人あたりの都市公園面積は5.11m²となっており、関東近郊の政令指定都市の中では、平均レベルにありますが、他の政令指定都市に比べると少ない状況にあります。

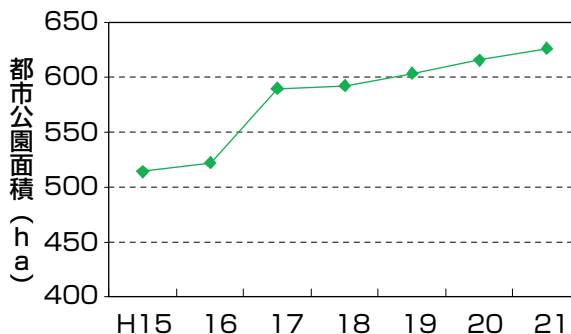


図3-2-3 都市公園面積の推移

イ) 課題

今後も、都市の緑を保全するとともに、新たな緑を創出することが必要です。そのためには、計画的に都市公園等を整備するとともに、屋上緑化や生け垣等により緑の創出を図ることが重要です。

また、整備量については、新しく用地を取得して整備をすることが財政的に厳しいことから、飛躍的な増大については見込めません。当面は公園の不足する地域を重点に、歩いていける身近な公園を最優先に整備を進めることが必要です。市所有の未利用地や所管換えなどによる公園用地の確保に努め、計画的に整備を推進していきます。

【水辺環境】

ア) 現況

市内には、荒川、鴨川、芝川、綾瀬川、元荒川等の一級河川が流れているとともに、多くの小川があります。これらの河川のうち荒川は、水質が良好で安定しており、飲料水の取水源となっています。他の河川は、農業用排水路であったものがほとんどで、都市化の進行に伴って、都市排水路と化しているところが多くなっています。

見沼田圃や見沼代用水東縁・西縁周辺、荒川・元荒川周辺の緑地に代表される自然度の高い水辺は、私たちの生活に潤いや安らぎなどさまざまな恵みを与えてくれています。また、身近で親しめる水辺として、鴨川みずべの里、ア

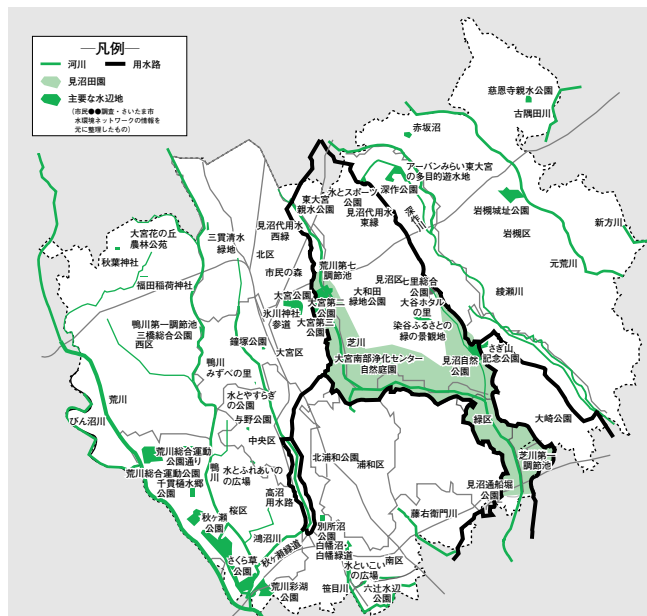


図3-2-4 主要河川と水辺空間

ーバンみらい東大宮の多目的遊水地、大宮南部浄化センター自然庭園、大谷ホテルの里、合併記念見沼公園、六辻水辺公園、見沼自然公園、慈恩寺親水公園等があります。

イ) 課題

水源の枯渇などによって河川水量が減少しているため、下水処理水の河川への還元などにより、河川水量の確保に努める必要があります。また、3面護岸整備、水路の暗渠化などに伴う身近な水辺環境の喪失などに対しては、地域の特性に基づいて、市内に残る自然度の高い優れた水辺の保全や、市街地でのまちづくりを踏まえた水辺の整備など、多様な水辺環境を創造することが求められています。

【ヒートアイランド現象】

ア) 現況

ヒートアイランド現象は、自動車やエアコンからの人工排熱、緑地や水面の減少、地表面が熱をためやすいアスファルトやコンクリートに覆われていることが主な原因です。都市部の気温が郊外に比べて高くなり島のように浮き出するため、ヒートアイランド（熱の島）といわれています。

さいたま市においても、都市部、市街地、緑地では気温の差が顕著に現れています。市内では、屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン、打ち水等さまざまな取組が行われています。

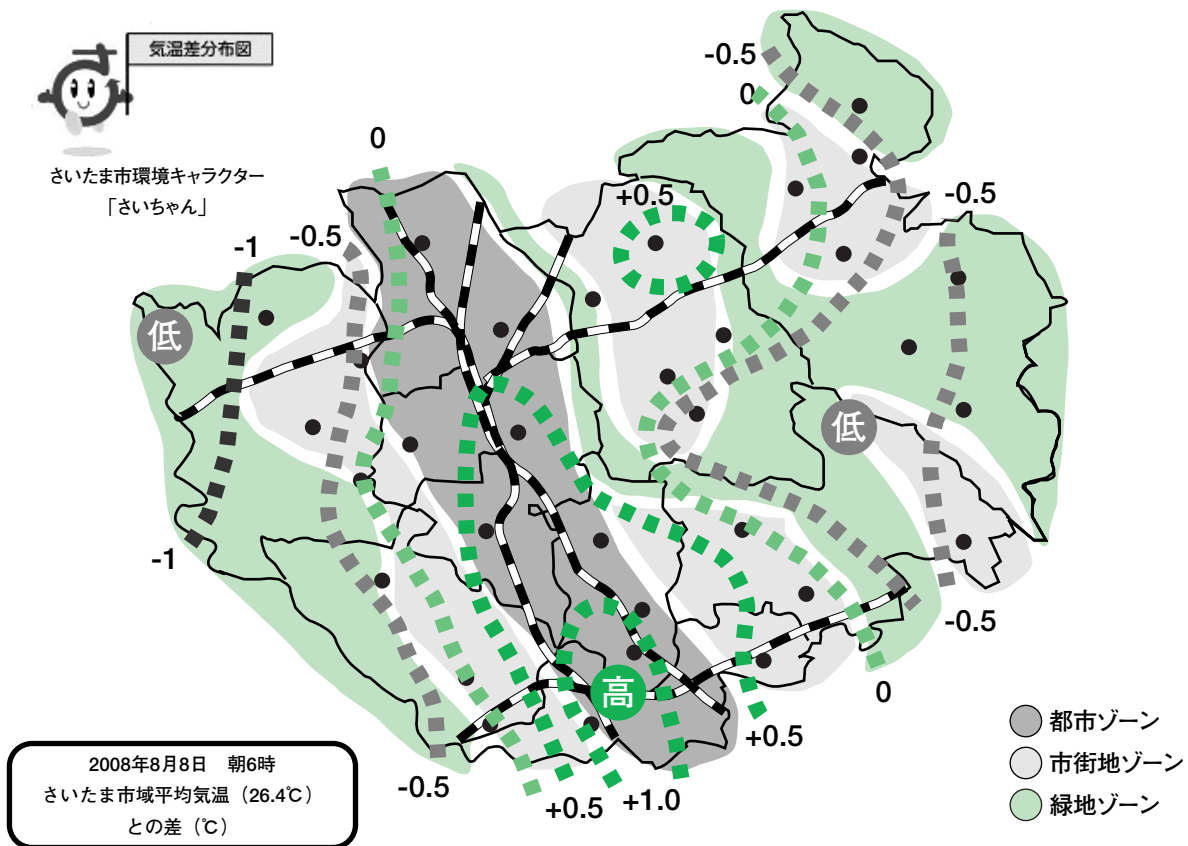


図3-2-5 市内気温差分布図

イ) 課題

市内のヒートアイランドの実態調査を引き続き行っていく必要があります。さいたま市では熱中症患者が多く発生しているため、建物の屋上や壁面の緑化、省エネルギー行動などのヒートアイラ

ンド現象対策の着実な実施に向けたPRを積極的に行い、より一層の普及・啓発に取り組む必要があります。

(2) 個別目標

都市において、ヒートアイランド対策にもつなげる都市公園や街路樹等の整備を推進するとともに、身近な水辺環境を保全・創造するなど、快適な環境づくりを推進します。

「快適環境の創造」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-2-2 「快適環境の創造」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
自然緑地等の指定面積 (みどり推進課)	84.14ha	120ha
屋上・壁面等緑化を施した公共施設数 (みどり推進課)	28か所	50か所
身近な公園整備率 (都市公園課)	81.7%	88.2% (平成25年度)
憩える場所の整備数(高沼用水路) (河川課)	0ヶ所	2ヶ所 (平成24年度)

(3) 施策展開の方向

「快適環境の創造」の施策体系は以下のとおりです。

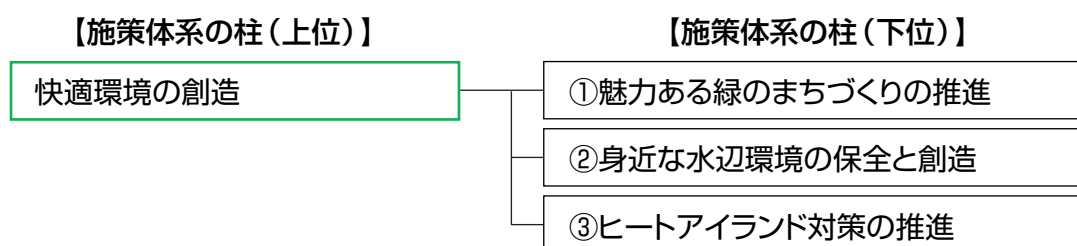


図3-2-6 「快適環境の創造」の施策体系

施策体系の柱(下位)の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①魅力ある緑のまちづくりの推進

- ・計画的な都市公園等の整備による緑地の確保、街路樹の整備、公共施設の敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化などにより緑の保全と創出に努めるとともに、市民参加による公園等の維持、管理を推進します。
- ・市民に対しては、生け垣や屋上緑化、壁面緑化の助成、記念樹の贈呈、緑に関するイベントな

どの実施により、緑化活動の促進と緑化意識の向上を図ります。また、市民ボランティア団体の緑化活動を支援します。

- ・事業者に対しては、一定規模以上の開発行為等における敷地内の緑地の保全や緑地整備の指導、屋上緑化や壁面緑化の推進及び普及に努めます。
- ・緑を創出するにあたっては、地域に適した樹木や在来種の植栽に、街路樹の整備にあたっては、大気浄化機能や防火機能に配慮します。
- ・市民、事業者等の自主的な緑化活動を促進するなどにより、見沼田圃を中心とした緑や、学校ビオトープ、都市公園などのまとまった緑の「点」を、街路樹、生け垣、河川や水路等を利用した緑道、生きものが行き来できる回廊などの「線」で結び、これを地域「面」に広げる緑のネットワーク化を図り、緑の保全や生物の生息空間の確保に努めます。
- ・小河川や用水路、街路樹、斜面林等の樹林地、市内に点在する公園などの水と緑のネットワーク化にも努めます。

②身近な水辺環境の保全と創造

- ・市内に残る自然度の高い水辺環境を保全、再生するとともに、市民の憩いや散策の場となる身近な水辺を保全及び創造します。
- ・雨水の貯留水などを歩道のせせらぎや公園の修景用水などへ活用します。特に冬期に湯水となる用水路などの水辺を保全するために、冬場の農業用水の供給を関係機関と連携して行い、水量の確保に努めます。
- ・保全、再生及び創造にあたっては、地域の環境特性に基づいて、生物の生息空間や親水性の確保に配慮します。
- ・水辺環境の整備、活用及び維持の各段階において、地域の市民などとのパートナーシップに努めます。

③ヒートアイランド対策の推進

【環境に配慮した都市施設・建築物等の整備】

- ・ヒートアイランド対策に寄与する身近な緑を増やすため、公園、学校、公立保育園の芝生化、公共施設の屋上緑化、壁面緑化を推進していくとともに、保水性舗装の導入可能性の検討などを進めます。
- ・生け垣助成制度、緑地協定、地区計画、環境に配慮した建築物への指導や助成などにより、環境共生型建築物への誘導を図ります。

【ヒートアイランド対策の啓発】

- ・緑のカーテンや打ち水等、ヒートアイランド対策の身近な取組を紹介し、市民、事業者等への啓発活動を推進していきます。

2-3 景観の保全

(1) 現況と課題

【都市景観】

ア) 現況

これまでのまちづくりは、経済性や効率性、機能性が重視された中で、都市の特徴をあらわす自然や歴史、文化等の資源や景観の美しさに対する配慮は十分とはいえませんでした。

しかし、都市景観の保全は、私たちの心を癒やし、生活に潤いを与えるものとして重要です。

景観に関する計画等としては、都市景観形成のマスタープランとなる「さいたま市都市景観形成基本計画」を踏まえ、景観法に基づき策定された「さいたま市景観計画」、そして、「さいたま市景観条例」があります。「さいたま市景観計画」及び「さいたま市景観条例」では、市全域において地域の都市景観の形成に影響を与える一定規模以上の建築物及び工作物の建築、外観を変更することとなる修繕などを行なう際や市街化調整区域で自然景観に影響を与える屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積をする際にその行為の内容について届出を義務付けています。この届出において景観計画に適合するよう規制誘導し、優れた都市景観の形成や保全を図っています。

イ) 課題

地域の特性により、市域を「景観誘導区域」と「景観保全区域」の大きく2つの区分に分けて、景観計画に基づき優れた都市景観の形成のための規制誘導を行っております。この地域のうち、さらに地区の景観特性を生かし、又は新たに魅力ある都市景観の形成をするためにも、地区独自の景観形成基準で景観誘導を行う「景観形成特定地区」の指定を行い、重点的かつ積極的な都市景観の形成の推進に努める必要があります。

良好な都市景観を保つためには、環境美化への意識の向上を図り、より一層、まちの美化活動を推進していく必要があります。

【歴史的・文化的環境】

ア) 現況

地域で愛され培われてきた歴史や文化は、地域の個性を生み出すとともに、住民の地域への愛着を育み、さいたま市の景観や風土を形成する貴重かつ重要な環境資源です。

これらは我々の郷土の先人たちが後世

表3-2-3 市内の指定・登録文化財件数

	国指定		県指定	市指定	合計
	国宝・特別	重要文化財			
有形文化財	2	2	49	282	335
建築物			4	36	40
絵画			8	10	18
彫刻			6	47	53
工芸品	2	1	12	31	46
書跡				9	9
典籍			1	1	2
古文書			12	56	68
考古資料			4	44	48
歴史資料		1	2	48	51
無形文化財			1	1	2
無形文化財			1	1	2
民俗文化財		2	8	48	58
有形民俗文化財		1	8	33	42
無形民俗文化財		1		15	16
記念物	1	3	14	108	126
史跡		2	6	35	43
名勝					0
天然記念物	1	1	5	73	80
旧跡			3		3
合計	3	7	72	439	521
国登録有形文化財					6

(平成23年1月1日現在)

に残した遺産で、物や技、自然等さまざまな形態として残されており、どれも時空を超えたかけがえのない宝物です。これら環境資源は保存・活用し、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

さいたま市には、平成23年1月1日現在、国・県・市指定文化財が521件所在しています。

イ) 課題

地域の歴史的・文化的な遺産や街並みなどは、文化財や景観地等の指定などにより、保護・保全すべき財産として制度的に守っていくとともに、市民や事業者、学校、市などすべての主体の意識啓発を図ることも大切です。

【農地】

ア) 現況

日本の原風景といえる農地は季節の変化も感じるこののできる場であり、農地の果たす役割は豊かな生活の実現には必要不可欠なものです。農産物の生産といった基本的な機能はもちろんのこと、安全・安心な農産物の供給に加え、防災機能、交流・レクリエーション、癒し、教育・学習・体験、環境保全等、多面的機能を農地は備え持っています。

しかし、急激な都市化の進展や社会・経済情勢の変化に伴い、さいたま市の農家人口は、平成17年には19,114人、農家人口率は1.6%となり、減少の一途をたどっています。

また、農地も宅地や道路等へ転用され減少しており、平成21年度のさいたま市における農地面積は4,977ha、市域面積に占める割合は約22.9%となっています。そのうち耕地面積は3,840ha（平成20年度）です。

イ) 課題

農業従事者の高齢化が進む中、農業後継者の確保が大きな課題となっています。これに伴い、耕作できない遊休農地が増加しています。安定した農業経営基盤をつくり、優良な農地を確保するとともに、農地のある暮らしの豊かさを共有できるよう有効利用を図る必要があります。

(2) 個別目標

地域固有の自然景観・都市景観や、歴史的・文化的環境を積極的に保全し、歩いて楽しい、緑豊かなまちづくりを推進します。

「景観の保全」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-2-4 「景観の保全」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
優れた都市景観に関する啓発のための表彰 (都市計画課)	121点	230点
景観重要建造物・景観重要樹木の指定 (都市計画課)	0件	10件
耕地面積 (農業政策課)	3,840ha (平成20年度)	3,844ha (平成25年度)

(3) 施策展開の方向

「景観の保全」の施策体系は以下のとおりです。

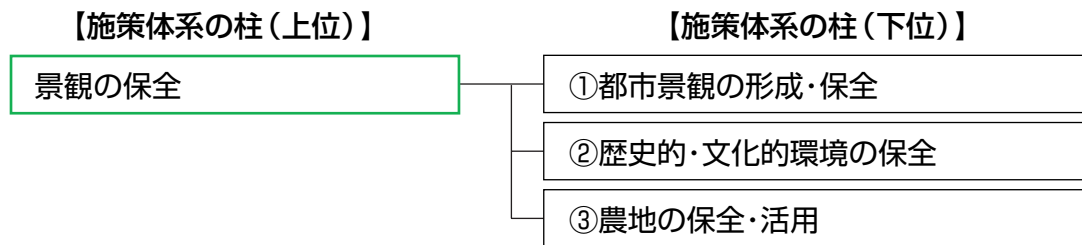


図3-2-7 「景観の保全」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①都市景観の形成・保全

【自然景観や街並みの保全・整備】

- ・土地区画整理事業、市街地再開発事業など市街地の整備にあたっては、新たな公園等の緑の創出、景観や街並みへの配慮、ゆとりある都市基盤整備など質の高いまちづくりに努めます。
- ・電線類の地中化、ゆとりある歩行者空間の整備、生け垣の奨励などにより美しい景観や街並みの形成に努めます。建築物については、建築協定等の制度により周辺の景観と調和を図るよう誘導に努めます。
- ・建築物や街並みで都市景観に先導的な役割を果たしているものや、優れたデザイン・色彩等で構成され、市民が誇りとすることができるものなどに対しては、景観の表彰制度により、景観の維持や誘導を推進します。
- ・良好な景観の形成を目的に、自然景観や地域の個性や愛着を育む街並みなどの保全・整備をめざして、「さいたま市景観形成基本計画」及び「さいたま市景観計画」の推進に努めます。

【環境美化の推進】

- ・路上喫煙及び空き缶のポイ捨てのない清潔で快適なまちづくりのために、市民や事業者等の環境美化意識の向上を図ります。環境美化重点区域及び路上喫煙禁止区域においては、環境美化指導員による啓発、指導を行います。
- ・駅前や河川周辺、地域での清掃活動など市民、事業者、市のパートナーシップのもとにごみのないきれいで快適なまちづくりを推進します。
- ・カラスについて調査・研究を進めるとともに、カラスによるごみの食い散らかしなどの被害に対しては、カラス除けネットの活用や生ごみの適切な出し方などの啓発を行います。
- ・屋外広告物については、規制や撤去、市民、事業者等への啓発のキャンペーンなどを実施し、屋外広告物の適正化に努めます。
- ・駅周辺の放置自転車については、放置防止の啓発を行うとともに、自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去を行い、快適な都市空間の確保に努めます。
- ・犬を屋外に連れ出すときは、犬のふんを処理するための用具を携行し、ふんを持ち帰り適切に処理することを、犬の飼い主に遵守するよう啓発、指導していきます。

②歴史的・文化的環境の保全

- ・歴史的・文化的な遺産については、文化財に指定するなど適切な保全を図るとともに、博物館等での保管や展示など、市民への普及・啓発に努めます。

- ・古くから地域で育まれてきた文化についても、地域特性を生み出す資源として適切に保全し、後世に継承していけるよう、人材の育成や地域文化の振興などに努めます。

③農地の保全・活用

- ・「さいたま市農業振興ビジョン」において、優良農地の保全や確保、有効利用を図るため、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、都市農業に適した地産地消の総合施策を検討し、市内農産物の消費拡大と安全・安心な農産物の供給や、特別栽培農産物、環境にやさしいエコファーマーへの取組を支援していきます。
- ・田園環境や資源の特性を生かし、「さいたま市田園環境整備マスタープラン」に基づく農業農村整備事業と連携しながら、環境共生や循環型社会形成の先行的モデルになるような里づくりを考えた農住環境、生産環境、自然環境が共存する環境整備を行います。

2-4 自然とのふれあいの確保

(1) 現況と課題

ア) 現況

自然とのふれあいの機会や場を確保することは、私たちの生活が自然環境の恵みに支えられていることを知る上で、とても重要なことです。

市では、生きものと人間が共生できる豊かな水辺環境の整備や自然観察が可能な都市公園の整備などを行っています。

浦和博物館では、里やま保全の普及・啓発の場として、定例で探鳥会を実施しており、平成21年度は582人が参加しました。

また、「さいたま市食育推進計画」において、心と身体の健康と、豊かな人間性、また、自然への感謝の気持ちを育むことをめざし、さまざまな機会や場を活用した食育を推進しています。

身近な農業体験により将来の農業後継者の育成を図る場としては、子どもたちが生産者の指導を受けながら田植え・稲刈りの体験ができる児童体験農園を実施しており、平成21年度は2,133人が参加しました。

さらに、自然や環境、食への理解を深める学校教育ファームにおいては、農業体験を通じた学校での食育を推進しており、平成21年度は35校が実施しました。

イ) 課題

市街地に点在する樹林地を保全・活用し、市内の市民活動団体や市民ボランティア等と協働しながら、自然観察会など自然とふれあうイベントを実施していく必要があります。

また、市の特徴的な事業である学校教育ファームや市民農園等の事業をさらに普及していく必要があります。

(2) 個別目標

身近な里やまや農地等を活用し、市民が豊かな自然とふれあうことのできる機会や場づくりを推進し、自然を守り育てる意識を広めます。

「自然とのふれあいの確保」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-2-5 「自然とのふれあいの確保」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
学校教育ファームの実施校数 (健康教育課)	35校	全小中学校 (小学校102校、中学校57校) (平成24年度)
市民農園の開設数 (農業政策課)	43か所	80か所 (平成25年度)
オープン型緑地の指定面積 (みどり推進課)	7.6ha	37ha

(3) 施策展開の方向

「自然とのふれあいの確保」の施策体系は以下のとおりです。

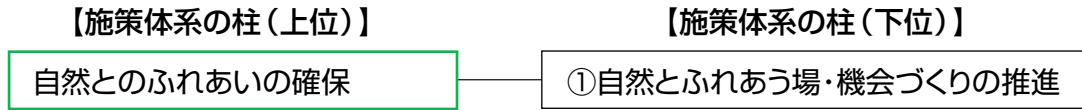


図3-2-8 「自然とのふれあいの確保」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①自然とふれあう場・機会づくりの推進

- ・環境学習を推進するため、市民、市民活動団体、事業者、学校とも協力を図りながら、自然とふれあえる場の設置や、自然とふれあえる機会づくりを推進します。
- ・身近に農作業体験ができる市民農園の整備を行い、市民が土に親しみ楽しみながら農業理解を深める機会を作るとともに、市内農地の保全を行います。
- ・体験活動や生産者との交流、食や農に関する情報提供を通じ、自然への感謝の気持ちを育む機会づくりを推進します。
- ・市内の学校を対象に、一連の農作業体験学習を行う児童体験農園や学校教育ファーム事業を実施して、次代を担う子どもたちに農業への理解や食の大切さを知ってもらおう機会を作ります。
- ・地権者や市民、市民活動団体と連携して緑地の適切な維持・管理を行い、自然とのふれあいの場として保全・活用・再生します。【再掲2-1(3)⑤】
- ・「さいたま市農業振興ビジョン」において、優良農地の保全や確保、有効利用を図るため、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、都市農業に適した地産地消の総合施策を検討し、市内農産物の消費拡大と安全・安心な農産物の供給や、特別栽培農産物、環境にやさしいエコファーマーへの取組を支援していきます。【再掲2-3(3)③】